

議員提出議案第 2 1 号

監査の適正化問題調査に関する決議について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 1 1 2 条及び琴浦町議会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により提出する。

令和元年 1 2 月 1 9 日 提 出

提出者	琴浦町議会議員	大 平 高 志
賛成者	同	井 木 裕

令和元年 月 日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和

監査の適正化問題調査に関する決議

地方自治法第100条第1項の規定により、次のとおり監査の適正化事務、固定資産税の同和減免及び同和対策に係る議会介入について調査を行うものとする。

記

1 調査項目

- (1)適正監査の実施に関する事項。
- (2)固定資産税の同和減免に関する事項。
- (3)執行部や民間運動団体の議会介入に関する事項。

2 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第100条及び琴浦町議会委員会条例第6条の規定により委員6名で構成する「監査の適正化等調査特別委員会」を設置し、これに付託しておこなう。

3 調査権限

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項（及び同法第98条第1項）の権限を「監査の適正化等調査特別委員会」に委任する。

4 調査期限

「監査の適正化等調査特別委員会」は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中でも調査を行うことができる。

5 調査経費

本調査に要する経費は、30万円以内とする。

[理由]

1 平成31年6月議会で琴浦町議会は監査委員に対して琴浦町が行っている同和対策について監査を請求した。監査結果が9月議会に報告されたが監査結果に対する質疑が成り立たず、日を改めた上で質問項目を事前通告した質疑においても十分な監査結果を確認することができなかった。監査請求したにも関わらず解明できなかった問題点の調査は議会の責務となっている。

2 固定資産税の同和減免は平成31年3月議会において減免要項の廃止が決議されたが、平成31年度に入るや、議会の議決を無視して減免が行政主導で強行された。

固定資産税の減免は、地方税法によれば「特別な事情のある者」と個人を想定しており、行政区を一律に減免することはできない。これは税の賦課徴収を怠る危険性が強いものであり、厳格な調査が必要になっている。

- 3 平成30年6月議会の一般質問において高塚議員が固定資産税の同和減免問題を質問した際の、減免対象の「行政区はどこか」と聞いたことが問題になり、執行部が議会放映のカットを求め、「差別事象報告書」の提出要求など議会に対する介入が繰り返された。また、議員に対する干渉が行われるなど議会の自主性と独立が危機に瀕する事態が起こっており、二元代表制の地方議会の権能を取り戻す必要に迫られ原因と対策の究明は急務となっている。

以上